

令和6年度地域スポーツ活動に関わる人材育成セミナー  
(日本スポーツ協会公認アシスタントマネジャー養成コース)  
開催要項

- 1 目的 スポーツクラブの意義や、クラブの創設・運営に必要な知識、能力などクラブマネジメントに関する基礎的な講習を行い、総合型地域スポーツクラブの育成に必要な人材の養成を図る。
- 2 主催 徳島県、公益財団法人徳島県スポーツ協会
- 3 期 日 令和6年11月9日(土)、10日(日)
- 4 会 場 むつみパーク蔵本 むつみスイミング 会議室  
徳島市庄町1丁目76番地の2
- 5 カリキュラム 共通科目Iおよび専門科目により構成  
<共通科目I>(45時間)  
※オンラインにて、「共通科目I講習会」を受講・修了してください。  
※共通科目I免除対象者は受講不要です。(14(2)参考。)

<専門科目>(35時間)

科目名	時間数		
	集合	自宅学習	計
地域スポーツクラブとは	3h	4.5h	7.5h
地域スポーツクラブの現状			
クラブマネジャーの役割	3h	4.5h	7.5h
クラブのつくり方	8h	12h	20h
クラブの運営			
計	14h	21h	35h

- 6 検定試験 講習に基づく検定・審査は、共通科目と専門科目に区分して実施します。
- 7 受講条件 令和6年4月1日時点で満18歳以上
- 8 定 員 定員20名
- 9 参加対象者(原則、四国在住の方)
- (1) 総合型地域スポーツクラブの運営・設立に携わっているクラブ関係者
  - (2) 今後、クラブ運営に携わる意思のある方
  - (3) 市町村スポーツ主管課職員
  - (4) 市町体育協会・スポーツ協会、スポーツ推進委員等
  - (5) 公益財団法人日本スポーツ協会公認アシスタントマネジャー資格取得希望者

## 10 参加料 無料（ただし、次の費用が必要となります。）

○共通科目 I：必要費用 18,040 円（税込）※申込時に振込

【内訳】受講料 15,400 円＋リファレンスブック代 2,640 円（電子版）

○専門科目：必要費用 1,650 円（税込）※セミナー当日に現金支払い

【内訳】受講管理料 1,100 円＋検定試験受験料 550 円

●合計：19,690 円（専門科目テキスト 2,420 円は、別途必ずご購入ください。）

※1度納入いただいた受講料は、いかなる理由があっても返金はありません。

## 11 申込方法 次の①、②の両方で、お申し込み下さい。

①所定の申込用紙を、事務局まで郵送か FAX、E-mail にて申込み。

②JSPO 指導者マイページにて、ウェブ申込み。

※アシスタントマネジャー資格付与のため、10月4日までに指導者マイページで、申込手続きを完了してください。

※指導者マイページへの登録方法及び専門科目講習会への申込方法、専門科目テキスト購入方法は、次の URL を御参照ください。

[https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/ikusei/doc/Management/2024/AM\\_senmonkamoku\\_jyukou\\_manual.pdf](https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/ikusei/doc/Management/2024/AM_senmonkamoku_jyukou_manual.pdf)



指導者マイページについて



共通科目 I について

※共通科目 I 講習会への申込方法は以下 URL をご参照ください。

[https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/ikusei/doc/Management/2024/AM\\_kyotukamoku\\_jyukou\\_manual.pdf](https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/ikusei/doc/Management/2024/AM_kyotukamoku_jyukou_manual.pdf)

## 12 登録・認定

(1) 公認アシスタントマネジャーとして認定されるには、所定の登録手続き（登録内容の確認及び登録料の納入）が必要となります。登録手続きが完了した方は、公認アシスタントマネジャーとして認定されます。認定者には、日本スポーツ協会（以下、「JSPO」という。）から「認定証」、「登録証」が発行されます。

(2) 登録による公認資格の有効期限は4年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限の6ヵ月前までに、JSPO の定める研修を受ける必要があります。

## 13 注意事項

(1) 本講習会に際し取得した個人情報、本講習会受講者管理及び諸連絡以外には使用しません。

(2) 受講者としてふさわしくない行為（JSPO 関連規程等において違反行為と規定された行為）があったと認められたときは、JSPO 指導者育成委員会または加盟団体等において審査し、受講資格の取消しないしは停止、受講済科目の一部ないしは全部の取消し、資格登録権利の停止等の処分を行う場合があります。なお、処分内容については、JSPO 公認スポーツ指導者の処分に関連する諸規程に照らし合わせるとともに、受講状況等に応じて検討します。

また、JSPO または加盟団体等が受講者としてふさわしくない行為に関する事実調査を開始して以降、処分内容が確定するまでの間、当該受講者からの「受講辞退」申請は受理しません。

(3) 天災地変や伝染病の流行、講習会場・輸送等の機関のサービスの停止、官公庁の指示等の JSPO 又は実施団体等が管理できない事由により、講習会内容の一部変更及び中止のために生じた受講者の損害については、JSPO 又は実施団体等ではその責任は負いません。

## 14 その他

(1) 同一年度に、他の JSPO 公認スポーツ指導者資格の受講申し込みはできません。

(2) JSPO 公認スポーツ指導者資格を有する者（スポーツドクター、デンティスト、スタートコーチを除く）、免除適応コース修了証明書を有する者は共通科目 I の講習・試験がすべて免除となります。